

香川県出先機関事務決裁規則及び土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 9 月 24 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第82号

香川県出先機関事務決裁規則及び土地改良法施行細則の一部を改正する規則
(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)
第 1 条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和44年香川県規則第 5 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表 3 (第 3 条、第 4 条関係)							別表 3 (第 3 条、第 4 条関係)						
小豆総合事務所の個別決裁事項							小豆総合事務所の個別決裁事項						
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
総務課	1 土地改良法関係事務法…土地改良法規…土地改良法施行細則	(1) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の就任等の届出を受けること。(法18条18項、84条))	略				総務課	1 土地改良法関係事務法…土地改良法規…土地改良法施行細則	(1) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の就任等の届出を受けること。(法18条17項、84条)	略			
		(2) 略							(2) 略				
		(3) 土地改良区の定款の変更、土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業を行うことを認可すること。(法30条 2 項、48条 1 項)	略						(3) 土地改良区の定款の変更、土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業を行うことを認可すること。(法30条 2 項、48条 1 項)	略			
		(4) 土地改良区の管理規程の変更又は廃止を認可すること。(法57条の 2 第 3 項)	〇	〇									
		(5) 土地改良区の連携管理保全事業の実施又は連携管理保全計画の変更を認可すること(土地改良区の合併に関する事項を含むものを除く。)(法57条の 12第 1 項、57条の13)	〇	〇									
		(6) 土地改良区の解散又は組織変更を認可すること。(法67条 2 項、76条の 5 第 2 項、76条	略						(4) 土地改良区の解散又は組織変更を認可すること。(法67条 2 項、76条の 5 第 2 項、76条	略			

の13第3項、76条の16)					
(7) 略					
(8) 土地改良区又は土地改良区連合の清算が終了した旨の届出を受けること。(法71条の2、84条)		略			
(9) 解散命令によって解散した土地改良区の財産処分の方法又は決算報告を認可すること。(法69条1項、71条、71条の7)		○	○		
(10) 農業協同組合等の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止を認可すること。(法95条3項、95条の2第3項)		略			
(11) 町が定めた土地改良事業計画若しくはその変更又は土地改良事業の廃止について報告を受けること。(法96条の2第6項、96条の3第5項、96条の4第2項)		略			
(12)～(16) 略					
(17) 公告を行うこと（(1)、(7)及び(12)の届出並びに(3)から(6)まで、(10)及び(11)の認可に係るものに限る。）。(法8条6項、18条19項、30条3項、48条9項・11項、57条の2第4項、57条の12第2項、57条の13、67条3項、76条の5第3項、76条の16、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の3第2項)		略			
2～4 略					

の13第3項、76条の16)	
(5) 略	
(6) 土地改良区又は土地改良区連合の清算が終了した旨の届出を受けること。(法71条の2、84条)	略
(7) 農業協同組合等の土地改良事業、土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止を認可すること。(法95条3項、95条の2第3項)	略
(8) 町が定めた土地改良事業計画若しくはその変更又は土地改良事業の廃止について報告を受けること。(法96条の2第6項、96条の3第5項)	略
(9)～(13) 略	
(14) 公告を行うこと（(1)、(5)及び(9)の届出並びに(3)、(4)及び(7)の認可に係るものに限る。）。(法8条6項、18条18項、30条3項、48条9項・11項、67条3項、76条の5第3項、76条の16、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の3第2項)	略

2～4 略

	5	その他	略
略			

別表 4（第 3 条、第 4 条関係）
小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項
1 ～29 略

30 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1	略			
2 土地改良法関係事務（香川用水土地改良区に係る事務を除く。） 法…土地改良法 条…香川県土地改良施設の管理に関する条例 規…土地改良法施行細則	(1) 略			
	(2) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の就任等の届出を受けること。 (法18条18項、84条)	略		
	(3)～(8) 略			
	(9) 換地処分があった旨の公告をした場合にその旨を管轄登記所に通知すること。（法54条 5 項、96条、96条の 4 第 1 項）	略		
	(10) 土地改良区の管理規程の変更又は廃止を認可すること。（法57条の 2 第 3 項）	○	○	
	(11) 土地改良区の連携管理保全事業の実施又は連携管理保全計画の変更を認可すること（土地改良区の合併に関する事項を含むものを除く。）。 (法57条の12第 1 項、57条の13)	○	○	
	(12) 土地改良区の解散又は組織変更を認可すること。（法67条 2 項、76条の 5 第 2 項、76条の13第 3 項、76条の16）	略		
	(13) 略			
	(14) 土地改良区又は土地改良区連合の清算が終了した旨の届出を受けること。（法71条の 2、84条）	略		
	(15) 解散命令によって解散した土地改良区の財産処分の方法又は決算報告を認可すること。（法69条第 1 項、71条、71条の 7）	○	○	
	(16) 土地改良区等からの申出に係る土地改良施設を管理すること。（法 93条）	略		
	(17) 略			
	(18) 市町が定めた土地改良事業計画	略		

	その他	略
略		

別表 4（第 3 条、第 4 条関係）
小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項
1 ～29 略

30 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1	略			
2 土地改良法関係事務（香川用水土地改良区に係る事務を除く。） 法…土地改良法 条…香川県土地改良施設の管理に関する条例 規…土地改良法施行細則	(1) 略			
	(2) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の就任等の届出を受けること。 (法18条17項、84条)	略		
	(3)～(8) 略			
	(9) 換地処分があった旨の公告をした場合にその旨を管轄登記所に通知すること。（法54条 5 項、96条、96条の 4 第 1 項）	略		
	(10) 土地改良区の解散又は組織変更を認可すること。（法67条 2 項、76条の 5 第 2 項、76条の13第 3 項、76条の16）	略		
	(11) 略			
	(12) 土地改良区又は土地改良区連合の清算が終了した旨の届出を受けること。（法71条の 2、84条）	略		
	(13) 土地改良区等からの申出に係る土地改良施設を管理すること。（法 93条）	略		
	(14) 略			
	(15) 市町が定めた土地改良事業計画	略		

	若しくはその変更又は土地改良事業の廃止について報告を受けること。 (法96条の2第6項、96条の3第5項、 <u>96条の4第2項</u>)			若しくはその変更又は土地改良事業の廃止について報告を受けること。 (法96条の2第6項、96条の3第5項)	
	(19)～(29) 略			(16)～(26) 略	
	(30) 公告を行うこと ((3)、(14)及び(21)の届出、(5)、(11)から(13)まで及び(19)の認可並びに(8)の決定に係るものに限る。)。 (法8条6項、 <u>18条19項</u> 、30条3項、48条9項・11項、52条の2第4項、53条の4第2項、54条4項、 <u>57条の2第4項</u> 、 <u>57条の12第2項</u> 、 <u>57条の13</u> 、67条3項、76条の5第3項、76条の16、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の3第2項)	略		(27) 公告を行うこと ((2)、(11)及び(16)の届出、(4)、(10)及び(14)の認可並びに(7)の決定に係るものに限る。)。 (法8条6項、 <u>18条18項</u> 、30条3項、48条9項・11項、52条の2第4項、53条の4第2項、54条4項、67条3項、76条の5第3項、76条の16、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の3第2項)	略
3～7 略			3～7 略		
31～33 略			31～33 略		

(土地改良法施行細則の一部改正)

第2条 土地改良法施行細則（昭和56年香川県規則第60号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(役員等の届出) 第4条 法 <u>第18条第18項</u> の規定による届出は、土地改良区役員就任（退任・変更）届（第3号様式その1）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。 2 略 (清算人の届出) 第8条 法第68条第4項において準用する法 <u>第18条第18項</u> の規定による届出は、清算人就任（退任・変更）届（第7号様式）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。 (申請書等の様式) 第11条 略 (1)～(11) 略 (12) 法第57条の11第1項の規定による連携管理保全事業施行認可申請書 第21号様式 (13) 法第57条の13において準用する法第57条の11第1項の規定による連携管理保全計画変更認可申請書 第22号様式 (14) 法第67条第2項の規定による土地改良区解散認可申請書 第23号様式 (15) 法第71条の7において読み替えて適用する法第69条第1項の規定による財産処分方法認可申請書 第24号様式 (16) 法第71条の7において読み替えて適用する法第71条の規定による決算報告認可申請書 第25号様式	(役員等の届出) 第4条 法 <u>第18条第17項</u> の規定による届出は、土地改良区役員就任（退任・変更）届（第3号様式その1）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。 2 略 (清算人の届出) 第8条 法第68条第4項において準用する法 <u>第18条第17項</u> の規定による届出は、清算人就任（退任・変更）届（第7号様式）により、2週間以内に所長に提出しなければならない。 (申請書等の様式) 第11条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(11) 略 (12) 法第67条第2項の規定による土地改良区解散認可申請書 第21号様式

- (17) 法第72条第2項の規定による土地改良区合併認可申請書 第26号様式
(18) 法第76条の5第1項の規定による一般社団法人への組織変更認可申請書 第27号様式
(19) 法第76条の13第1項の規定による認可地縁団体への組織変更認可申請書 第28号様式
(20) 法第77条第2項の規定による土地改良区連合設立認可申請書 第29号様式
(21) 法第81条の規定による所属土地改良区増加（減少）認可申請書 第30号様式
(22) 法第83条の2第2項の規定による土地改良区連合解散認可申請書 第31号様式
(23) 法第83条の2第3項の規定による土地改良区連合の権利義務承継認可申請書 第32号様式
(24) 法第85条第1項の規定による県営土地改良事業施行申請書 第33号様式
(25) 法第95条第1項の規定による農業協同組合等（共同施行）土地改良事業施行認可申請書 第34号様式
(26) 法第95条の2第1項の規定による農業協同組合等（共同施行）土地改良事業計画変更認可申請書 第35号様式
(27) 法第96条の2第6項の規定による市（町）土地改良事業計画報告書 第36号様式
(28) 法第96条の3第5項において準用する法第96条の2第6項の規定による市（町）土地改良事業計画変更報告書 第37号様式その1
(29) 法第96条の3第5項において準用する法第96条の2第6項の規定による市（町）土地改良事業廃止報告書 第37号様式その2
(30) 法第99条第1項の規定による交換分合計画認可申請書 第38号様式
(31) 法第113条の3第1項の規定による工事着手（完了）届 第39号様式

（準用規定）

第12条 土地改良区連合については、第2条から第4条まで及び第7条から第9条までの規定並びに前条（第1号及び第17号から第29号までを除く。）の様式を準用する。

（書類の經由）

第16条 法、政令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類（第11条第30号の書類を除く。）は、所長を経由しなければならない。

（所管事務所）

第17条 略

（香川用水土地改良区等に関する特例）

第18条 香川用水土地改良区に対するこの規則の適用については、第2条第1項中「土地改良事務所又は香川県小豆総合事務所の長（以下「所長」という。）」とあり、同条第2項、第3条、第4条、第7条から第9条まで及び第15条中「所長」とあるのは「知事」と、第1号様式その1から第3号様式その2まで、第6号様式から第8号様式まで、第11号様式から第15号様式まで、第20号様式から第23号様式まで、第37号様式その1及び第37号様式その2中「香川県 事務所長」とあるのは「香川県知事」とし、前2条の規定は、適用しない。

2 法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画（法第72条第2項の認可を要する土地改良区の合併に関する事項を定めるものに限る。）に係る申請を行う場合におけるこの規則の適用については、第21号様式及び第22号様式中「香川県 事務所長」とあるのは「香川県知事」と読み替えて適用し、前2条の規定は、適用しない。

- (13) 法第72条第2項の規定による土地改良区合併認可申請書 第22号様式
(14) 法第76条の5第1項の規定による一般社団法人への組織変更認可申請書 第23号様式
(15) 法第76条の13第1項の規定による認可地縁団体への組織変更認可申請書 第24号様式
(16) 法第77条第2項の規定による土地改良区連合設立認可申請書 第25号様式
(17) 法第81条の規定による所属土地改良区増加（減少）認可申請書 第26号様式

- (18) 法第85条第1項の規定による県営土地改良事業施行申請書 第27号様式
(19) 法第95条第1項の規定による農業協同組合等（共同施行）土地改良事業施行認可申請書 第28号様式
(20) 法第95条の2第1項の規定による農業協同組合等（共同施行）土地改良事業計画変更認可申請書 第29号様式
(21) 法第96条の2第6項の規定による市（町）土地改良事業計画報告書 第30号様式
(22) 法第96条の3第5項の規定による市（町）土地改良事業計画変更報告書 第31号様式その1
(23) 法第96条の3第5項の規定による市（町）土地改良事業廃止報告書 第31号様式その2
(24) 法第99条第1項の規定による交換分合計画認可申請書 第32号様式
(25) 法第113条の3第1項の規定による工事着手（完了）届 第33号様式

（準用規定）

第12条 土地改良区連合については、第2条から第4条まで及び第7条から第9条までの規定並びに前条（第1号及び第13号から第23号までを除く。）の様式を準用する。

（書類の經由）

第16条 法、政令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類（第11条第24号の書類を除く。）は、所長を経由しなければならない。

（所管事務所）

第17条 略

附 則	
(経過措置)	
2 略	
(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)	
3 略	
第3号様式その1 (第4条関係)	
土地改良区役員就任(退任・変更)届	
年 月 日	
香川県	事務所長 殿
	所在地
	名 称
	代表者氏名
役員が就任(退任・変更)したので、土地改良法第18条第18項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。	
略	

附 則	
(経過措置)	
2 略	
(香川用水土地改良区に関する読替え適用及び適用除外)	
3 土地改良区のうち香川用水土地改良区については、この規則による改正後の香川県土地改良法施行細則第2条から第4条まで、第7条から第9条まで及び第15条の規定中「所長」とあるのは「知事」と、同規則第1号から第15号まで(第9号及び第10号を除く。)の様式並びに第21号及び第31号様式中「香川県 事務所長」とあるのは「香川県知事」と読み替えて適用し、同規則第16条及び第17条の規定は、適用しない。	
(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)	
4 略	
第3号様式その1 (第4条関係)	
土地改良区役員就任(退任・変更)届	
年 月 日	
香川県	事務所長 殿
	所在地
	名 称
	代表者氏名
役員が就任(退任・変更)したので、土地改良法第18条第17項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。	
略	

第 7 号様式（第 8 条関係）

清 算 人 就 任（退 任・変 更）届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所 在 地
清算法人名
代表者氏名

清算人が就任（退任・変更）したので、土地改良法第68条第 4 項において準用する同法第18条第18項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

第 7 号様式（第 8 条関係）

清 算 人 就 任（退 任・変 更）届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所 在 地
清算法人名
代表者氏名

清算人が就任（退任・変更）したので、土地改良法第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

第 8 号様式（第 9 条関係）

清 算 結 了 届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所 在 地
清算法人名
代表者氏名

清算が終了したので、土地改良法（以下「法」という。）第71条の2の規定により、
関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

記

清算終了年月日 年 月 日

（添付書類）

- 1 決算報告書
- 2 残余財産の処分に関する書類
- 3 総会（総代会）の議事録の謄本

（注）法第135条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による解散命令によって
解散した場合には、書類の添付を要しない。

第 8 号様式（第 9 条関係）

清 算 結 了 届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所 在 地
清算法人名
代表者氏名

清算が終了したので、土地改良法第71条の2の規定により、関係書類を添えて次のと
おり届け出ます。

記

清算終了年月日 年 月 日

（添付書類）

- 1 決算報告書
- 2 残余財産の処分に関する書類
- 3 総会（総代会）の議事録謄本

第20号様式（第11条関係）

土地改良施設管理規程変更（廃止）認可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号によって認可された管理規程を別冊のとおり変更（廃止）したいので認可されたく、土地改良法第57条の2第3項の規定により、次の書類を添えて申請します。

略

第20号様式（第11条関係）

土地改良施設管理規程変更（廃止）認可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号によって認可された管理規程を別冊のとおり変更（廃止）したいので認可されたく、土地改良法第57条の2第3項の規定により、次の書類を添えて申請します。

略

連携管理保全事業施行認可申請書

年 月 日

香川県

事務所長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

（関係土地改良区連署）

連携管理保全事業を別冊連携管理保全計画のとおり行いたいので認可されたく、土地改良法（以下「法」という。）第57条の11第1項の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 定款を変更する必要があるときは変更後の定款
 - 2 法第57条の11第1項の議決に係る総会（総代会）の議事録の謄本
 - 3 法第57条の11第4項の規定により法第57条の14第1項に規定する協議会又は法第57条の11第4項に規定する者の意見を聴いたことを証する書面
 - 4 法第57条の11第3項第1号に掲げる事項を定める場合にあつては、土地改良法施行規則（以下「施行規則」という。）第48条の9において準用する施行規則第48条の5第4号から第7号までに掲げる書面
 - 5 法第57条の11第3項第2号に掲げる事項を定める場合にあつては、施行規則第50条第2項各号（第7号を除く。）に掲げる書面
- （注） 1 記2の謄本は、全ての関係土地改良区分を添付すること。
- 2 別途、附帯事業として連携管理保全事業を実施する旨の定款変更についても申請すること。

第22号様式（第11条関係）

連携管理保全計画変更認可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地
名称
代表者氏名
(関係土地改良区連署)

年 月 日付け 第 号によって認可された連携管理保全計画を別冊のと
おり変更したいので認可されたく、土地改良法（以下「法」という。）第57条の13におい
て準用する法第57条の11の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 定款を変更する必要があるときは変更後の定款
 - 2 法第57条の11第 1 項の議決に係る総会（総代会）の議事録の謄本
 - 3 法第57条の11第 4 項の規定により法第57条の14第 1 項に規定する協議会又は法第57条
の11第 4 項に規定する者の意見を聴いたことを証する書面
 - 4 法第57条の11第 3 項第 1 号に掲げる事項を定める場合にあっては、土地改良法施行規
則（以下「施行規則」という。）第48条の 9 において準用する施行規則第48条の 5 第 4
号から第 7 号までに掲げる書面
 - 5 法第57条の11第 3 項第 2 号に掲げる事項を定める場合にあっては、施行規則第50条第
2 項各号（第 7 号を除く。）に掲げる書面
- （注） 1 記 2 の謄本は、全ての関係土地改良区分を添付すること。
2 別途、附帯事業として連携管理保全事業を実施する旨の定款変更についても
申請すること。

第23号様式（第11条関係）
略

第21号様式（第11条関係）
略

財産処分方法認可申請書

年 月 日

香川県

事務所長 殿

所 在 地

清算法人名

代表者氏名

清算に係る財産処分の方法を定めたので認可されたく、土地改良法第71条の7の規定
において読み替えて適用する同法第69条第1項の規定により、次の書類を添えて申請し
ます。

記

- 1 財産処分の方法を記載した書面
- 2 貸借対照表
- 3 財産目録

第25号様式（第11条関係）

決算報告認可申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所 在 地
清算法人名
代表者氏名

清算に係る決算報告を作成したので認可されたく、土地改良法第71条の7において読
み替えて適用する同法第71条の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

決算報告書

第26号様式（第11条関係）
略

第27号様式（第11条関係）
略

第28号様式（第11条関係）
略

第29号様式（第11条関係）
略

第30号様式（第11条関係）
略

第22号様式（第11条関係）
略

第23号様式（第11条関係）
略

第24号様式（第11条関係）
略

第25号様式（第11条関係）
略

第26号様式（第11条関係）
略

土地改良区連合解散認可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

当土地改良区連合は、 年 月 日通常（臨時）総会（総代会）において
解散を議決したので認可されたく、土地改良法第83条の2第2項の規定により、次の書
類を添えて申請します。

記

- 1 所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに当該土地改良区連合の所属土
地改良区がなくなったことを証する書面
- 2 総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 区債又は借入金に関する債権者の同意があったことを証する書面（同意が得られな
い場合にあっては、その事由を記載した書面）

土地改良区連合の権利義務承継認可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

当土地改良区は、 年 月 日通常（臨時）総会（総代会）において所属する土地改良区連合の権利義務の承継を議決したので認可されたく、土地改良法第83条の2第3項の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに当該土地改良区連合の所属土地改良区がなくなったことを証する書面
- 2 変更後の定款
- 3 総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 区債又は借入金に関する債権者の同意があったことを証する書面（同意が得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

第33号様式（第11条関係）

県営土地改良事業施行申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請人 住 所
氏 名

地区を受益地域として県営土地改良事業（ 事業）を施行されたく、土地改良法（以下「法」という。）第85条第1項の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 法第85条第2項の規定により公告した事項を記載した書面
 - 2 法第85条第2項の同意があったことを証する書面
 - 3 法第85条第3項の同意があったことを証する書面
 - 4 法第85条第4項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面
 - 5 法第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定による協議における意見を全て記載した書面
 - 6 法第85条第5項において準用する法第5条第6項の承認があったことを証する書面
 - 7 法第85条第5項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面
 - 8 法第85条第6項の規定により公告したことを証する書面
 - 9 法第85条第7項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の写し
 - 10 換地計画を定める土地改良事業にあっては、従前地各筆調書及び公図の写し
 - 11 造成された施設の管理等を承諾する書面
 - 12 事業費の負担について同意を証する書面又は議決のあったことを証する書面
- （注）記1の書面には、市町長の公告したことを証する書面を添付すること。

第27号様式（第11条関係）

県営土地改良事業施行申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請人 住 所
氏 名

地区を受益地域として県営土地改良事業（ 事業）を施行されたく、土地改良法（以下「法」という。）第85条第1項の規定により、次の書類を添えて申請します。

記

- 1 法第85条第2項の規定により公告した事項を記載した書面
 - 2 法第85条第2項の同意があったことを証する書面
 - 3 法第85条第3項の同意があったことを証する書面
 - 4 法第85条第4項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面
 - 5 法第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定による協議における意見を全て記載した書面
 - 6 法第85条第5項において準用する法第5条第6項の承認があったことを証する書面
 - 7 法第85条第5項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面
 - 8 法第85条第7項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の写し
 - 9 換地計画を定める土地改良事業にあっては、従前地各筆調書及び公図の写し
 - 10 造成された施設の管理等を承諾する書面
 - 11 事業費の負担について同意を証する書面又は議決のあったことを証する書面
- （注）記1の書面には、市町長の公告したことを証する書面を添付すること。

<u>第34号様式</u> （第11条関係） 略	<u>第28号様式</u> （第11条関係） 略
<u>第35号様式</u> （第11条関係） 略	<u>第29号様式</u> （第11条関係） 略
<u>第36号様式</u> （第11条関係） 略	<u>第30号様式</u> （第11条関係） 略
<u>第37号様式その1</u> （第11条関係） 略	<u>第31号様式その1</u> （第11条関係） 略
<u>第37号様式その2</u> （第11条関係） 略	<u>第31号様式その2</u> （第11条関係） 略
<u>第38号様式</u> （第11条関係） 略	<u>第32号様式</u> （第11条関係） 略
<u>第39号様式</u> （第11条関係） 略	<u>第33号様式</u> （第11条関係） 略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第2条の規定による改正前の土地改良法施行細則第3号様式その1、第7号様式、第8号様式、第20号様式及び第27号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。